

三菱商事株式会社「(仮称)葛巻ウィンドファームプロジェクト
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年10月9日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)葛巻ウィンドファームプロジェクト計画段階環境配慮書」について、三菱商事株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岩手県岩手郡葛巻町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大138,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月16日
環境大臣意見受理	平成27年 9月18日
経済産業大臣意見	平成27年10月 9日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

三菱商事株式会社「(仮称)葛巻ウィンドファームプロジェクト 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 希少猛きん類への重大な影響が避けられない場合の検討

今後行う環境影響評価によって、事業実施想定区域全域においてイヌワシへの重大な影響が避けられない場合には、事業の抜本の見直しも含めて検討すること。また、事業実施想定区域の一部地域において、イヌワシ等の希少猛きん類への重大な影響が避けられない場合には、それら重大な影響が避けられない地域における風力発電設備の設置取りやめも含めて検討すること。その上で、本事業の実施に向けて更なる検討を行う場合は、以下の1.(2)、2.及び3.に記載する措置を適切に講ずること。

(2) 対象事業実施区域の設定

- ① 対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。
- ② 自然植生が現存する区域について、今後の環境影響評価方法書以降の手続きにおいて第7回自然環境保全基礎調査と同等以上の科学的・客観的な詳細調査により明らかにした上で、対象事業実施区域から除外すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下、「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時の騒音に係る影響が懸念される。このため、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成11年7月、環境省)等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、風車の影による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺には、イヌワシ等の希少猛きん類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による、これら希少猛きん類への重大な影響が懸念される。今後、「猛禽類保護の進め方」に準拠した調査を実施し、予測及び評価を行った結果を踏まえ、設置する風力発電設備において視認性を高めるための措置等を検討することにより、イヌワシ等の希少猛きん類への重大な影響を回避すること。

(4) 水生生物について

事業実施想定区域及びその周辺には、沢筋等が存在しており、本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ仮設沈砂池の設置も含めて土砂の流出等を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物について

事業実施想定区域には、重要な植物の生育環境が存在しており、本事業の実施により、これらの重要な植物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物に関する調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、重要な植物種の生育地の改変を回避又は極力低減するとともに、取付道路等の附帯設備の設置や、工事に必要な一時的な施設及び地形改変を含む工事全体による地形改変が最小となるよう配慮すること。

(6) 生態系について

事業実施想定区域には、沢筋等の水域、自然植生及び保安林等に指定された森林並びに森林鳥獣生息地の保護区として指定された県指定鳥獣保護区が存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、これらの重要な生態系への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路等を活用することにより、自然植生を回避するとともに、沢筋等の水域、保安林等に指定された森林及び県指定鳥獣保護区の改変を回避又は極力低減すること。

また、道路の新設等に伴う発生土による自然環境への影響が懸念されることから、既存道路の利用や地形に沿った用地造成等により発生土を極力抑制するとともに、土量収支の均衡に努めること。

3. その他

(1) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による風力発電所が設置済又は

環境影響評価手続中であることから、これら風力発電設備等のうち、本事業との累積的な影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。